

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうけれども、その実質は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年一一月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳	彦	
裁判官	石	田	和	外	
裁判官	色	川	幸	太	郎